

# 特記仕様書

- |                     |   |
|---------------------|---|
| I. 業務名称             | 円山動物園第一駐車場ロードヒーティング改修業務   |
| II. 業務概要            |   |
| 1. 業務場所             | 札幌市中央区宮ヶ丘3番地1   |
| 2. 完了期限             | 着手の日から 令和元年11月29日 まで  |
| <del>部分しゅん功期限</del> | <del>平成 年 月 日 まで</del>  |
| <del>部分引渡の範囲</del>  | <del>平成 年 月 日 まで</del>  |
| <del>部分しゅん功期限</del> | <del>平成 年 月 日 まで</del>  |
| <del>部分引渡の範囲</del>  | <del>平成 年 月 日 まで</del>  |
| 3. 業務内容             | 円山動物園第一駐車場入口ロードヒーティング改修<br>円山動物園第一駐車場出口ロードヒーティング改修  |
| 4. 業務項目             | (●印を付したものを本工事種目とする) <ul style="list-style-type: none"><li>○受変電設備・・・</li> <li>○インターホン設備</li> <li>○監視設備・・・</li> <li>○幹線設備・・・</li> <li>○電気時計設備・・・</li> <li>○自動閉鎖設備・・・</li> <li>○動力設備・・・</li> <li>○避雷設備・・・</li> <li>○屋外照明灯設備・・・</li> <li>○電灯設備・・・</li> <li>○雷保護設備・・・</li> <li>○引込設備・・・</li> <li>○暖房設備・・・</li> <li>○情報設備・・・</li> <li>○接地工事・・・</li> <li>○自動火災報知設備</li> <li>○音声・音響設備</li> <li>○<i>ガ</i>ラツツ<i>カ</i>バ 補改造</li> <li>○拡声設備・・・</li> <li>●ロードヒーティング設備</li> <li>○テレビ共聴設備</li> <li>○電話設備・・・</li> <li>○構内交換設備・・・</li> <li>○水道集中検針設備</li> <li>●発生材・・・</li></ul> 備考 |
| 5. 別途業務             |   |

#### III. 業務仕様

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 共通仕様 | 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。 <p>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版</p> <p>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成31年版</p> <p>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版</p> <p>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版</p> <p>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版</p> <p>以上 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</p> |
|---------|--|

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 2. 特記事項 | 特記事項中選択を要するものは、●印を付したものを適用する。 |
|---------|-------------------------------|

共通事項		
機材	設計図書の仕様により選択し、監督職員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し承諾を得ること。「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」（社）公共建築協会編集）の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等の資料の提出を省略することができる。	
工食用動力その他	この工事に必要な工事動力、水、および諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。	
提出書類		
業務着手時	業務着手届	2部
	現場代理人及び主任技術者（監理技術者）等指定通知書	2部
	業務工程表	2部
	電気保安技術者指定通知書	1部
業務開始後		
	承諾図（施工・製作前）	2部
	<del>工事日報（週1回）</del>	<del>1部</del>
	<del>実施工程表</del>	<del>2部</del>
	<del>施工計画書（施工前）</del>	<del>2部</del>
	<del>施工図（施工前）</del>	<del>2部</del>
業務完了後時		
	業務完了届	2部
	<del>完成図（A1版またはA2版）</del>	<del>製本2部</del>
	縮小完成図（A3版をA4版に製本）	製本3部
	完成図CADデータ（JWW・DXF・DWG等）CD-R1式	
	業務写真・完成写真	1部
	業務写真・完成写真ネガまたはデータ	1式
	試験成績書・取扱説明書	2部

諸官庁届出書類・検査済証等 2部
その他（監督員の指示による）
なお、受注者は著作物等（工事写真・しゅん功写真等）の利用を発注者に許諾するものとする。

#### 電子納品

- 対象 ○対象外
- 電子納品は、札幌市「電子納品に関する手引き【営繕工事編】」に基づいて作成する。詳細は、監督職員と協議する。
  - 成果品の提出部数（CD-R又はDVD-R） 2部
  - 設計図CADデータの貸与 ○貸与する ○貸与しない
貸与するCADデータは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用し、それ以外の目的で使用してはならない。
貸与したCADデータは、完成検査時に全て返却し、履行期間中に複製を作成している場合は、全て削除すること。
なお、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利或いは著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権は、図面を作成した設計事務所等に帰属する。

- |        |  |
|--------|--|
| 主任技術者等 | 1. 主任技術者 建設業法による主任技術者資格を有するもの。（共同企業体の場合は、構成員すべて主任技術者資格を有すること。）   |
|        | 2. 現場代理人   |
|        | 3. 監理技術者 建設業法による監理技術者の資格を有するもの及び国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。   |
|        | 4. 電気保安技術者●第1種または第2種電気工事士（一般用電気工作物） <p>○電気主任技術者または同等の知識及び経験を有するもの（事業用（自家用）電気工作物）及び本市が同程度と認めるもの</p> <p>最大電力 ○500kW以上</p> <p>○100kW以上500kW未満</p> <p>○100kW未満</p> |

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 監督職員詰所                              | ○要（ ） ●不要   |
| <del>火災保険等</del>                    | <del>工事の内容等により、火災保険、建設工事保険、組合保険等の以上の保険を付してその写しを監督職員に提出すること。</del>                     |
| <del>保険契約定款</del>                   | <del>保険の期日 始期 保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期 しゅん功期限＋14日以上</del>                                |
| <del>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律</del> | <del>公共工事の入札 契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図る目的である同法を遵守し、施工体制の適正化を図ること。</del> |

- |                             |                                |
|-----------------------------|--------------------------------|
| <del>臨時検査</del>             | <del>発注者の工事施行途中における検査の実施</del> |
| <del>○臨時技術検査</del>          | <del>発注者が必要と認めた場合に行う検査</del>   |
| <del>●中間技術検査</del>          | <del>工事施行途中に行う技術検査</del>       |
| <del>実施回数は原則年度に1回とする。</del> |                                |

- |   |  |
|---|--|
| <del>施工体制台帳等</del>  |  |
| <del>（1）施工体制台帳</del>  |  |
| <del>受注者は、下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督職員に提出するものとする。なお、施工体制台帳には「工事担当技術者（様式）」を追加して監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。</del> |  |
| <del>（2）施工体系図</del>   |  |
| <del>受注者は施工体制台帳をもとに施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。</del>   |  |
| <del>（3）現場の管理</del>   |  |
| <del>受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。</del>  |  |

適正な施工の確保について

- 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- 上記（1）および（2）のほか建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

#### 施工中の安全確保及び環境保全について

- 受注者は工事に際し、公衆災害の防止、施工中の安全確保、及び環境保全のため、関係法令及び公共建築工事標準仕様書の記述に従う他、以下の項目に留意すること。
- 高所作業における落下、転落事故の防止。
  - 火気の安全管理。
  - 作業場における酸欠状態及び有害ガス等の発生防止。
  - 交通安全管理

工事車両の工事現場内への搬出入に当たって、実状に応じて交通整理員を適時配置し交通安全管理を行うこと。

なお、北海道公安委員会が認定する路線における工事現場には、1級又は2級検定合格警備員（交通誘導警備員）を配置する。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項の規定に基づき特定元方事業者として指名された場合は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行うこと。

工事実績情報の登録

請負代金額が500万円以上の場合を対象とする。（公共建築工事標準仕様書 第1章 1.1.4 参照のこと）
なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。
変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

本工事に使用する使用資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。

計量単位については国際単位系（SI単位）とする。

業務材料の検査
検査材料（ ）
支給品及び貸与品
支給品及び貸与品（ ）

#### 公共事業労務費調査

- 受注者は、札幌市が実施する公共事業労務費調査の対象工事（以下「対象工事」という。）となった場合には次の各項に挙げた事項について行うとともに協力しなければならない。
また、対象工事の工期経過後も同様とし、これらに要する費用は受注者の負担とする。
- 労働基準法に従って就業規則を作成するとともに、現場労働者の賃金及び時間の管理を適切に行い、賃金台帳の整備とその保存を行うこと。
  - 札幌市が指定する面接調査日時に、指定した公共事業労務費調査対象期間の現場労働者の賃金台帳等による調査票等を提出し、面接調査を受けること。
  - 面接調査の結果、発注者もしくは発注者に代わる者により受注者を訪問し、再調査または指導を行うこととなった場合は、受注者が自ら協力すること。
  - 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負業者（当該下請負工事の一部に関わる二次以降の下請負業者を含む。）が前各項と同じ業務を負う旨をその契約書に定めること。

建設機械の選定
工事に使用する建設機械は以下による。「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき、指定された機械を使用する。
本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。
その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。
なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

対象機種	形式	規格
バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。
ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	
トラクターショベル	ホイール型	
発動電動機	可搬式、溶接兼用機を含む	
空気圧縮機	可搬式	
油圧式杭圧入引拔機		ただし、道路運送車両法の排出ガス規制を受けている建設機械は除く。
ローラ	ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	
ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン	

揮発性有機化合物対策
揮発性有機化合物が含有しているおそれのある材料については、安全データシート等により確認を行い、極力揮発性有機化合物が少ない材料、または含有していない材料の使用に努めること。使用する材料はF☆☆☆☆等の規制対象外材料を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆又は同等品とすること。
また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行わなければならない。

揮発性有機化合物の室内濃度測定
○対象工事
測定対象工事の受注者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、基準値以下であることを確認の上、測定結果を監督職員に提出しなければならない。

- 測定物質
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- 測定方法
札幌市公共建築物シックハウス対策指針及び同解説に基づき、拡散法（パッシブ法）により測定する。
- 測定時期及び個所（測定位置等は監督職員と協議のこと）
○施工前 箇所 ○施工後 箇所

公共建築物の環境配慮
工事の施工にあたっては、本市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努めること。

グリーン購入
「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。

札幌市 環境局 円山動物園	課 名	課 長 係 長	設計主任	製 図	H 年 月 日	業務名	図 番
	経営管理課					円山動物園第一駐車場男ロードヒーティング改修業務	1 / E
						図 面 名	
						特記仕様書 1	

<p><u>法令等の遵守</u> ・ ・</p> <p>当該工事における適用法令等を遵守し、必要となる法令等を特定した上で、その一覧（適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等）を作成し施工計画書に明示すること。また、監督職員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には届出書（写）を提出すること。</p> <p><u>苦情の対応</u></p> <p>当該工事における苦情への対応及び報告書（札幌市指定様式）について、施工計画書に明示すること。また、監督職員にその都度報告し指示を受けること。しゅん功時には報告書（写）を提出すること。</p>	<p>（2）その他の施設へ搬出 ○ガラス・陶磁器くず：</p> <p>○コンクリートくず、軽量ブロック・レンガ：</p> <p>○ALCパネル：</p> <p>○アスファルト防水材：</p> <p>○汚水（杭汚泥）：</p> <p>○泥土、脱水ケーキ：</p> <p>○建設発生土の処理：○指定地へ搬出（○堆積 ○敷均し） 受入先（ ） ○構内指示の場所に運搬（○堆積 ○敷均し）</p> <p>○引渡を要する発生材：調書を監督職員に提出し下記の保管場所に保管すること。 （保管場所： ）</p>	<p>2）各監視、測定（検定）の担当者及び承認者、資格 3）当該工事現場に対する内部監査計画 4）監視機器及び測定機器管理計画 5）トレーサビリティ管理計画 6）不適合管理計画</p> <p>（2）特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の品質マネジメントシステムとして適用するものとする。</p> <p>・工事管理 工事管理にあたっては「公共建築におけるISO9001：2000適用 電気設備工事施工管理要領（公共建築協会）」を参考とする。</p>	<p>（エ）撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有製品を常に湿潤な状態として作業を行う。</p> <p>（オ）撤去作業時には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。</p> <p>（カ）撤去作業後、アスベスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。</p> <p>② アスベスト含有製品の集積、運搬等</p> <p>（ア）撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。</p> <p>（イ）細かく破砕されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。</p> <p>（ウ）撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト含有製品の保管場所であることの表示を行う。</p> <p>（エ）アスベスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。</p> <p>（オ）アスベスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。</p> <p>③ アスベスト含有製品の処分等</p> <p>（ア）アスベスト含有製品は、「3. 発生材の処理」で示す処分場で処分する。</p> <p>なお、マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。</p> <p>（イ）撤去されたアスベスト含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。</p>																																											
<p><u>建設副産物対策</u></p> <p>（1）受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となった場合は次の項目に挙げた事項について措置を講ずること。</p> <p>①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。</p> <p>②工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。</p> <p>③本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。</p> <p>（2）受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。</p> <p>①受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書（建設資材を搬入する場合）及び再生資源利用促進計画書（建設副産物を搬出する場合）を作成し、監督職員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告すること。（契約金額500万円以上の工事に適用する。）</p>	<p>（3）特別管理産業廃棄物 ○引火性廃油 ○廃強酸 ○廃強アルカリ ○PCB ○飛散性アスベスト ○その他（ ） アスベスト含有製品の処理については、別項目「アスベスト含有製品の処理等」による。</p> <p>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の2に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し管理させること。</p> <p>（4）有価金属 ●有価金属は下記の業者で処分すること ①札幌市競争入札参加資格者：物品・役務関係・再生資源関係業者 ②廃棄物再生事業登録業者（知事登録） ③金属くず商許可業者（警察許可） なお、搬出を行った際、領収書又は取引伝票及び許可証等の写しを監督職員に提出すること。</p> <p>○有価金属は、材料引渡リストを作成し、下記保管場所に保管すること。 （保管場所： ）</p>	<p><u>アスベスト含有製品の処理等</u> ・ ・</p> <p>アスベストの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令と併せて「特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル（2014.6）」に従い、必要な措置をすること。 (http://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/documents/asbestmanual.pdf)</p> <p>1. 事前調査等</p> <p>（1）施工計画書の作成にあたっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。なお、確認結果は含有の有無に関わらず公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>（2）アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督職員と施工方法等について協議すること。</p> <p>2. 作業管理者 「石綿作業主任者」または平成18年3月以前の「特定化学物質等作業主任者」等の資格を有する作業管理者を選任し、管理させること。</p> <p>3. アスベスト含有製品の処理等</p> <p>（1）アスベスト含有製品の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1721 1071 2166 1281"> <tr><td>○耐火二層管</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○フランジパッキン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ダクトパッキン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○石綿セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○化粧石綿セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○吸音穴あき石綿セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○石綿セメントサイディング</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○石綿セメント珪酸カルシウム</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○化粧石綿セメント珪酸カルシウム</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○押出成形セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○ビニル床タイル</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> </table> <p>処理を行う範囲は、図示による。</p> <p>（2）施工調査 アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。</p> <p>① アスベスト含有製品使用部位の確認 ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認 ③ アスベスト含有製品使用数量の確認 ④ 施工範囲等の確認</p> <p>なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督職員と協議のこと。</p> <p>（3）作業標準 アスベスト含有製品処理作業の標準</p> <p>① アスベスト含有製品の撤去</p> <p>（ア）アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。</p> <p>（イ）建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。</p> <p>（ウ）アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。</p>	○耐火二層管			○フランジパッキン			○ダクトパッキン			○石綿セメント板	厚さ	mm	○化粧石綿セメント板	厚さ	mm	○吸音穴あき石綿セメント板	厚さ	mm	○石綿セメントサイディング	厚さ	mm	○石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm	○化粧石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm	○押出成形セメント板	厚さ	mm	○ビニル床タイル	厚さ	mm	<p>3. 発生材の処理 本工事で発生する建設副産物の処理方法、処分場所等への処理条件は下記のとおりとする。</p> <p>なお、変更が生じた場合は監督職員と協議のこと。 処分施設への搬出（調書を監督職員に提出する）</p> <p>○飛散性アスベスト： 受入先(参考)山口処理場(手稲区手稲山口364番地)</p> <p>○非飛散性アスベスト成形板 受入先(参考)角山開発㈱(江別市角山425番地) 受入先(参考)㈱協和環境サービス(江別市江別420番地)</p>										
○耐火二層管																																														
○フランジパッキン																																														
○ダクトパッキン																																														
○石綿セメント板	厚さ	mm																																												
○化粧石綿セメント板	厚さ	mm																																												
○吸音穴あき石綿セメント板	厚さ	mm																																												
○石綿セメントサイディング	厚さ	mm																																												
○石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm																																												
○化粧石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm																																												
○押出成形セメント板	厚さ	mm																																												
○ビニル床タイル	厚さ	mm																																												
<p><u>発生材</u> ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき指定された処理施設へ適切に処分すること。</p> <p>本工事で発生する建設副産物の処理方法は、下記のとおりとする。また処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし、受入条件等を確認のうえ、事前に監督職員と協議すること。なお、アスファルトコンクリート塊は下記の処理施設へ搬出することとし、提出先等の指定のなきものは「産業廃棄物処理業者名簿」を参照し、適切に処理、処分すること。 (http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_meibo/sanhai_meibo.html)</p> <p>（1）再生資源化施設へ搬出（搬出を行った後、調書を監督職員に提出する。）</p> <table border="1" data-bbox="178 1365 771 1470"> <tr><td>●アスファルトコンクリート塊</td><td>東堆積場</td><td>(東区東雁来5条1丁目75号)</td></tr> <tr><td>指定搬出先</td><td>西堆積場</td><td>(西区発寒10条14丁目3番地)</td></tr> <tr><td></td><td>豊平・南堆積場</td><td>(豊平区西岡521番地)</td></tr> </table> <p>○コンクリート塊、コンクリートブロック</p> <p>○金属くず</p> <p>○木くず</p> <p>○混合廃棄物（分別不能な廃棄物）</p> <p>○廃石膏ボード</p> <p>○廃プラスチック類</p> <p>○廃蛍光管類</p>	●アスファルトコンクリート塊	東堆積場	(東区東雁来5条1丁目75号)	指定搬出先	西堆積場	(西区発寒10条14丁目3番地)		豊平・南堆積場	(豊平区西岡521番地)	<p>（5）産業廃棄物運搬車両表示</p> <table border="1" data-bbox="1009 1092 1484 1218"> <tr><td>産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2）</td></tr> </table> <p><u>ISO9001の適用について</u></p> <p>受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記①から④までの書類の写しを提出し、工事監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。</p> <p>①ISO9001認証の取得に係る登録証の写し ②ISO9001の審査に係る書類（合否判定結果及び審査報告書） ③工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類 ④ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類</p> <p>ただし、①で内容が確認できる場合は③、④は不要</p> <p>・活用工事の取消しの申し出 ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに工事監督職員に申し出なければならない。</p> <p>・活用工事の取扱い中止 上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施するものとする。</p> <p>・品質マネジメントシステムの取扱い （1）受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画書に記載すべき事項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を施工計画書に記載し、工事着手前までに工事監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>1）検査計画及び確認・立会計画</p>	産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2）	<p>（1）アスベスト含有製品の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1721 1071 2166 1281"> <tr><td>○耐火二層管</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○フランジパッキン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ダクトパッキン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○石綿セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○化粧石綿セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○吸音穴あき石綿セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○石綿セメントサイディング</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○石綿セメント珪酸カルシウム</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○化粧石綿セメント珪酸カルシウム</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○押出成形セメント板</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> <tr><td>○ビニル床タイル</td><td>厚さ</td><td>mm</td></tr> </table> <p>処理を行う範囲は、図示による。</p> <p>（2）施工調査 アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。</p> <p>① アスベスト含有製品使用部位の確認 ② アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認 ③ アスベスト含有製品使用数量の確認 ④ 施工範囲等の確認</p> <p>なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督職員と協議のこと。</p> <p>（3）作業標準 アスベスト含有製品処理作業の標準</p> <p>① アスベスト含有製品の撤去</p> <p>（ア）アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。</p> <p>（イ）建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。</p> <p>（ウ）アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。</p>	○耐火二層管			○フランジパッキン			○ダクトパッキン			○石綿セメント板	厚さ	mm	○化粧石綿セメント板	厚さ	mm	○吸音穴あき石綿セメント板	厚さ	mm	○石綿セメントサイディング	厚さ	mm	○石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm	○化粧石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm	○押出成形セメント板	厚さ	mm	○ビニル床タイル	厚さ	mm	<p><u>耐震措置</u></p> <p>「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う。（重量機器については、監督職員と協議し、計算書を提出すること）</p> <p>○一般の施設 ○特定の施設</p> <p><u>施工区分</u></p> <p>●昼間作業 業務範囲 8：00～18：00</p> <p>○夜間作業（22：00～5：00を含む） 業務範囲</p>
●アスファルトコンクリート塊	東堆積場	(東区東雁来5条1丁目75号)																																												
指定搬出先	西堆積場	(西区発寒10条14丁目3番地)																																												
	豊平・南堆積場	(豊平区西岡521番地)																																												
産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。（同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2）																																														
○耐火二層管																																														
○フランジパッキン																																														
○ダクトパッキン																																														
○石綿セメント板	厚さ	mm																																												
○化粧石綿セメント板	厚さ	mm																																												
○吸音穴あき石綿セメント板	厚さ	mm																																												
○石綿セメントサイディング	厚さ	mm																																												
○石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm																																												
○化粧石綿セメント珪酸カルシウム	厚さ	mm																																												
○押出成形セメント板	厚さ	mm																																												
○ビニル床タイル	厚さ	mm																																												
<h1>札幌市 環境局 円山動物園</h1>		<p>課 名</p> <h2>経営管理課</h2>	<p>課 長 係 長</p>	<p>設計主任</p>	<p>製 図</p>	<p>H 年 月 日</p>	<p>業 務 名 円山動物園第一駐車場ロードヒーティング改修業務</p> <p>図 面 名 特記仕様書 2</p>	<p>図 番 2/E</p>																																						
		<p>SCALE</p>					<p>SCALE</p>	<p>SCALE</p>																																						

